

## 島根県子ども・子育て支援事業支援計画(仮称)

### 第5章 教育・保育等の提供及び人材の確保・養成

## 1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域

### (1) 趣旨

子ども・子育て支援法第62条の規定に基づき、市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して、教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める単位となる区域を定めることとなっています。

その際、広域利用<sup>※1</sup>の実態を踏まえるとともに、教育・保育の認可、認定の際に行われる需給調整<sup>※2</sup>の判断基準となることを踏まえて設定することとされています。

### (2) 区域設定

市町村が定める教育・保育提供区域、広域利用の実態等を踏まえ、子ども・子育て支援法第19条に定められた各認定区分及び地域子ども・子育て支援事業を通じて市町村を1区域とします。

## 2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

### (1) 趣旨

子ども・子育て支援法第62条の規定に基づき、各年度における教育・保育施設に関わる必要利用定員<sup>※3</sup>総数その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めることとされています。

### (2) 基本的な考え方

本計画における各年度の教育・保育の量の見込みの算定にあたっては、各市町村計画における数値を、県が設定した区域ごとに集計したものとしています。

また、各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期についても、各市町村計画に定められた数値を、県が設定した区域ごとに集計したものとしています。

---

※1 広域利用…居住している市町村ではなく、他の市町村に所在する幼稚園・保育所等を利用すること。

※2 受給調整…教育・保育施設から認可・認定の申請があった際に、その区域の利用定員の総数（需要）が必要利用定員総数（供給数）に達しているか、設置によりこれを超える場合には、認可・認定しないことができる仕組み。

※3 利用定員…認定こども園、幼稚園、保育所等への公的給付費の算定基礎となる定員数で、過去の利用実態等を踏まえて、各施設が認可定員の範囲内で定める定員

(3) 各区域の量の見込み、提供体制の確保内容・実施時期

各区域における量の見込み、提供体制の確保内容及び実施時期は以下のとおりです。



※区域別の教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期は資料「1-2」参照

---

※1 1号…満3歳以上で、幼稚園等での教育を受けることを希望している子ども

※2 2号…満3歳以上で、子ども・子育て支援法施行規則第1条に定められた「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望している子ども

※3 3号…満3歳未満で、子ども・子育て支援法施行規則第1条に定められた「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望している子ども

### 3 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

#### (1) 趣旨

地域子ども・子育て支援事業については、事業種類ごとに各年度における量の見込み及び提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めることとされています。

#### (2) 基本的な考え方

本計画における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算定にあたっては、各市町村計画における数値を、県が設定した区域ごとに集計したものとしています。

また、各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期についても、各市町村計画に定められた数値を、県が設定した区域ごとに集計したものとしています。

#### (3) 区域毎の提供体制の確保内容・実施時期

各区域における事業種類ごとの提供体制の確保内容及び実施時期は以下のとおりです。

- ①利用者支援事業
- ②延長保育事業
- ③放課後児童健全育成事業
- ④子育て短期支援事業（ショートステイ）
- ⑤乳児家庭全戸訪問事業
- ⑥養育支援訪問事業
- ⑦地域子育て支援拠点事業
- ⑧一時預かり事業
  - (1) 幼稚園における在園児を対象とした事業
  - (2) 一時預かり事業（在園児対象型を除く。）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応型を除く。）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）
- ⑨病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ⑩子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業（就学後））
- ⑪妊婦に対する健康診査



※区域別及び事業種類別の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期は資料「1-3」参照

#### 4 認定こども園の需給調整に関わる特例措置等

##### (1) 認定こども園の普及に係る考え方及び移行に必要な支援

認定こども園が幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、以下の取り組みを実施し、移行を希望する施設を支援していくこととします。

- ①認定こども園へ移行を希望する施設が、既存の補助制度等を円滑に活用し認定こども園へ移行できるよう支援します。
- ②認可・認定権者として、移行を希望する施設、市町村からの相談に適切に対応します。
- ③供給過剰地域等においても、認定こども園へ移行を希望する施設が移行できるよう「需給調整に係る特例措置」の適切な運用を図ります。

##### (2) 需給調整に係る特例措置

供給過剰地域等においても、認定こども園へ移行を希望する全ての施設が移行できるよう、「需給調整に係る特例措置」に基づき、以下のとおり、計画に定める区域の需要量に一定の数（以下、「計画に定める数」という。）を加えることとします。

なお、計画に定める数は、毎年度実施する移行希望調査等を基に設定することとします。



※区域別の計画に定める数は資料「1-4」参照

※量の見込み+計画に定める数 > 供給 となるよう設定

##### (3) 認定こども園の目標設置数及び設置時期

認定こども園目標設置数は、移行希望はあるものの移行時期を検討している施設が多いことから、計画期間の最終年度である平成31年度の設置数ではなく、当面、平成27年度末の目標設置数を次のとおり定めることとします。

なお、平成28年度以降の目標設置数は、各施設の移行希望等を踏まえ、改めて設定することとします。

○区域別の目標設置数

[単位：箇所]

区域名	H26.4時点	H28.3時点
松江市	0	1
浜田市	2	2
出雲市	2	3
益田市	0	3
大田市	0	0
安来市	1	1
江津市	0	0
雲南市	1	1
奥出雲町	0	0
飯南町	0	0
川本町	0	0

美郷町	0	0
邑南町	0	0
津和野町	0	0
吉賀町	0	0
海士町	0	0
西ノ島町	0	0
知夫村	0	0
隠岐の島町	1	0
県合計	7	12

※認定こども園の設置数は全施設類型（幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型）の合計数

#### （４）教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

幼児期の発達には連続性を有するものであるとともに、一人一人の個人差が大きいことから、発達に応じた子育て支援を安定的に提供していく必要があります。

また、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を果たしていることを踏まえ、入所している施設に関わらず、質の高い教育・保育を提供し、子どもの健やかな発達を保障する必要があります。

県としては、以下の取り組みを行うことで、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供に取り組んでいきます。

##### ①幼稚園教諭と保育士の合同研修の実施

認定こども園は幼稚園及び保育所の機能を併せ持つ施設であり、その職員である保育教諭については、幼稚園教諭免許状と保育士双方の資格を持つことが望ましいとされていることから、幼稚園教諭、保育士双方の資質と能力が求められています。

また、幼稚園、保育所において質の高い教育・保育の一体的な提供を行うためには、幼稚園教諭及び保育士がお互いの仕事について理解を深め合うことが重要になります。

このため、幼稚園教諭と保育士の双方が参加する合同研修を実施していきます。

##### ②教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携の推進

質の高い教育・保育の提供を図るためには、子ども・子育て支援を行う者同士相互の密接な連携が必要となります。

特に認定こども園、幼稚園、保育所は地域の中核的な役割を担うことが求められています。

また、原則として満3歳未満の保育を必要とする子どもが利用する地域型保育事業について、満3歳以降も引き続き質の高い教育・保育を受けることができるよう、教育・保育施設との連携が必要となります。

このため、市町村の積極的な関与を促進し、事業者同士の円滑な連携が図られるよう取り組んでいきます。

##### ③認定こども園・幼稚園・保育所と小学校等との連携の推進

子どもの発達や学びの連続性を踏まえ、就学前における教育から小学校における教育への円滑な接続が図られるよう、認定こども園等と小学校の連携を強化する取り組みを推進します。

## 5 保育教諭・幼稚園教諭・保育士の確保及び資質の向上に必要な支援

### (1) 趣旨

子ども・子育て支援法第62条の規定に基づき、質の高い教育・保育、地域型保育事業及び病児保育事業などの地域子ども・子育て支援事業を安定的に提供していくためには、それに従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項（従事する見込数を含む。）を定めることとされています。

### (2) 保育教諭・幼稚園教諭・保育士の確保

質の高い教育・保育、地域型保育事業及び病児保育事業などの地域子ども・子育て支援事業を安定的に提供していくためには、保育教諭、幼稚園教諭、保育士を確保することが必要です。

確保のためには、人材養成及び就業の促進を総合的に推進していく必要があることから、総合的な取り組みを行い、必要見込み人数の確保を図って行きます。

#### ①教育・保育、地域型保育を行う者の見込み数

- ・各年度における保育教諭、幼稚園教諭、保育士の見込み数は国が策定した算出のためのワークシートに基づき算定
- ・国のワークシートには、H24年度及びH25年度における各施設の年齢別入所児童数及び市町村が実施したニーズ調査により算出された各年度における教育・保育の年齢別の量の見込みを基礎数値として入力

(ワークシートに基づく算定方法)

- ア H24 社会福祉施設等調査の年齢区分別利用児童数から、最低基準上必要な保育士数を算出
- イ H24 社会福祉施設等調査の保育士数（常勤換算数）とアの結果を比べ、最低基準にどの程度上乗せされているか、算出
- ウ イで算出した上乗せ割合が今後も続くものと仮定し、数値を算出

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
保育教諭	64	69	99	116	155
幼稚園教諭	266	253	244	232	224
保育士	3,926	3,885	3,809	3,763	3,639

#### ②保育の現状

平成 25 年度に県が実施した、保育士就業支援に向けた実態調査の結果では、保育士数にゆとりがないために勤務の負担が大きくなる。年度中途の入所申込みに必要な保育士を確保できない等の状況が見受けられます。

また、平成 24 年度に保育現場を離職された正規職員のうち、半数以上が 5 年未満で離職しているなど、保育士の職場定着が課題となっています。

### ③人材確保の取組

国が示した方法による試算では、必要とされる保育士の数は減少しますが、保育現場で抱える課題に応え、一時保育等の地域子ども・子育て支援事業の充実していくためにも、保育士確保のための様々な取組を、関係機関と連携しながら積極的に進めます。

- ・新卒者の県内への就業促進のために、修学資金の貸付や養成校でのガイダンス実施に対する支援を行います。
- ・潜在保育士の再就職支援のために、保育士再就職コーディネーターによる就職相談や情報提供、求人保育所とのマッチング等を行います。
- ・離職防止のための研修の実施等、保育士の職場定着を図ります。
- ・必要人数の増加が見込まれる保育教諭については、資格取得の支援等を行います。

#### ○主な取り組み

	事業名	事業内容
1	保育士修学資金貸付事業	<p>○貸付対象者：保育士養成校卒業後、県内の保育所等において保育士の業務に従事しようとする学生のうち、県内の市町村に住民登録している者又は、県内の養成校に就学している者</p> <p>○貸付期間：養成施設に在学する期間（2年間を限度とする。）</p> <p>○貸付金額：月額50千円</p> <p>○返還免除：卒業した日から1年以内に保育士登録を行い、原則として県内の保育所等に5年間引き続き勤務したとき。</p>
2	新卒保育士確保支援事業	<p>保育士養成校の学生等を対象とした人材確保の取り組みを実施する。</p> <p>①県内就職相談会の開催（松江・出雲・浜田）</p> <p>②県外ガイダンスの実施（中国・関西地区）</p> <p>③離島及び県西部の保育所における人材確保の取組支援（隠岐及び県西部の保育所職員が県外の養成校に出向き、事業所説明等を行う際の旅費交通費を助成）</p>
3	認可外保育施設保育士資格取得支援事業	認可外保育施設で勤務している保育士資格を有していない保育従事者が保育士資格を取得するために要した、保育士養成校その他施設の受講料等及び受講する保育従事者の代替職員の賃金を助成
4	保育士・保育所支援センター開設等事業	<p>東部、西部の島根県福祉人材センターで、潜在保育士及び保育所に勤務する保育士等の就職支援等を行う。</p> <p>※「保育士再就職支援コーディネーター」を配置し、保育所に関する募集採用状況の把握、求職者と雇用者双方のニーズ調整、保育所に勤務する保育士の相談対応、新規就職者のマッチング支援などの事業を実施</p>
5	産休代替職員費補助事業	保育所等の職員が出産又は傷病のため長期間にわたって継続する休暇を必要とする場合に、その代替職員の人件費を補助
6	保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業	幼保連携型認定こども園（又は幼保連携型認定こども園へ移行を予定している施設）で勤務している幼稚園教諭免許状のみを



		取得している職員が、保育士資格を取得する際の受講料及び代替え職員の雇上費を補助
7	保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業	幼保連携型認定こども園（又は幼保連携型認定こども園へ移行を予定している施設）で勤務している保育士資格のみを取得している職員が、幼稚園免許状を取得する際の受講料及び代替え職員の雇上費を補助
8	幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業	幼稚園教諭免許状を取得している者が保育士資格を取得する際の、養成施設の入学料・受講料等を補助
9	保育所保育士資格取得支援事業	認定こども園、幼稚園、保育所等に勤務している保育士資格を取得しない職員が、保育士資格を取得する際の受講料を補助

## （２）職員の資質の向上

質の高い教育・保育、地域型保育事業及び病児保育事業などの地域子ども・子育て支援事業の実施に当たって基本となるのは人材であることから、幼稚園教諭、保育士等専門性を高める等、資質の向上を図る必要があります。

また、離職防止のための研修の実施等、保育士の職場定着を図る必要があります。

このため、経験年数、テーマ別の研修を計画的に実施することにより幼稚園教諭、保育士等の資質の向上に取り組みます。



※具体的な取り組みは資料「1－5」参照

## 6 地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上に必要な支援

○放課後児童健全育成事業や利用者支援事業などの子ども・子育て支援事業を安定的に提供していくためには、事業に従事する人材を確保することが必要です。このため、放課後児童支援員や子育て支援員等の養成研修を実施していきます。

○また、質の高い地域子ども・子育て支援事業を実施の実施にあたって基本となるのは人材であることから、テーマ別の研修等を実施することにより、地域子ども・子育て支援事業に従事する者の資質の向上に取り組みます。